

商標・著作物・Pepperキャラクターに関するガイドライン

Pepperに関連する商標、著作物及びPepperキャラクター(ソフトバンクロボティクス株式会社によって設計され、かつ、Pepperと認識するために、音声、発言、動作、性格等によって特徴づけられた抽象的概念をいいます。)は、ソフトバンクロボティクス株式会社の重要な資産です。

ソフトバンクロボティクス株式会社の許諾なく、Pepperに関連する商標(以下、Pepper商標という。)、著作物及びPepperキャラクターを使用された場合、商標権・著作権の侵害及び不正競争防止法に抵触する場合があります。その場合、ソフトバンクロボティクス株式会社またはその他ソフトバンクグループ関連会社より当該使用行為に関する改善要望書の送付、サービス停止、またはその他必要な措置を講じることがあります。

Pepper商標、著作物及びPepperキャラクターを保護し、Pepper及びソフトバンクグループのブランドイメージを強化して行くため、本ガイドラインを遵守ください。

◆ 本ガイドラインの対象者

- ・ Pepperの購入者及び利用者
- ・ テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、チラシ、ウェブサイト、映画、プロモーションビデオやこれらに準ずるもの(以下、メディアという。)にPepperを登場させたり、Pepper商標及び著作物の使用をする方
- ・ セミナーや展示会などのイベントにおいて、Pepperを登場させたり、Pepper商標及び著作物の使用をする方
- ・ ロボアプリ(Pepper上で起動するアプリケーション)を開発する方
- ・ その他、Pepper商標及び著作物等を使用する方

◆ 商標

- ・ Pepper商標等の当社ロゴは使用できません。
- ・ 文字表記のPepper商標に関しては、下記の条件を全て満たすことにより使用することができます。

【使用目的等】

- ・ 対象者の製品等と当社製品であるPepperが技術的な互換、または共に使用できることを説明するための使用であること。
- ・ 中傷的な表現等により、Pepperのブランドを毀損させないこと。
- ・ ソフトバンクロボティクス及びその他ソフトバンクグループ関連会社との資本的・技術的・その他の関係等を想起させないこと。

【品質保証】

- ・ 対象者の製品等が真にPepperに使用でき、互換性等を保証していること。

【表示方法】

- ・ 対象者の製品等の名称と当社のPepper商標を連続表示しないこと。ただし、対象者の製品等の名称とPepper商標の間に「向け、用、for」を加えて連続表示することは制限しません。（例：「ロボアプリ向け～」、「Pepper用～」、「～for Pepper」）

- ・ 当社のPepper商標を対象者の製品名より大きく表示したり、フォントやカラーを別にしたりする等、顕著に表示しないこと。
- ・ 正しい表記で使用をすること。

正しい表記：「Pepper」

誤った表記例：「PEPPER」、「pepper」、「Pepper's」、「Peppers」、その他の変形・略語

- ・ やむを得ない場合を除き、Pepper商標が、ソフトバンクロボティクス株式会社及びその他ソフトバンクグループ関連会社に帰属することを表示すること。

- ・ Pepper商標を含む文字列を、企業名、商号、サービス名、キャンペーン名、SNSアカウント、インターネットドメイン等への使用、または商標登録しないこと。

◆ 著作権

ソフトバンクロボティクス株式会社及びその他ソフトバンクグループ関連会社のホームページ、販促物等に掲載されている写真画像、イラスト等のコンテ

ソフバンは、ソフトバンクロボティクス株式会社が許諾した場合を除き、使用することはできません。

◆ Pepperキャラクター

Pepperは人格や個性（性格）を有することができるロボットです。

ソフトバンクロボティクス株式会社は、同社が設計したキャラクターについては一定の肖像権に準ずる権利を有しているとの立場に立ち、Pepperのキャラクターに関する権利を管理しています。

Pepperキャラクターの利用は、ソフトバンクロボティクス株式会社の許諾がある場合を除き、禁止しています。

メディアにタレント的に、もしくは広告目的でPepperを登場させたい場合は、下記の条件を全て満たした上で、必ず事前にソフトバンクロボティクス株式会社に申請ください。

- ・ Pepperキャラクターその他の利用者の名誉声望を毀損しないこと。
- ・ Pepperキャラクターまたは他者を誹謗中傷または侮辱し、あるいは公序良俗に反する態様で使用しないこと。

Pepperキャラクターを使用しなくとも、Pepper本体をメディアに掲載したり、公共の場に設置したりする場合は、ソフトバンクロボティクス株式会社のPepperを活用し、独自に実施（開発）している旨を明示してください。

◆ 権利留保

Pepperに関する本ガイドラインに記述のない全ての権利は、ソフトバンクロボティクス株式会社が留保します。

以上